

平成31年(2019年)2月20日

姫路市長 石見 利勝 様

姫路市情報公開審査会

会長 福永 弘之

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成31年1月15日付けで諮問のあった、下記公文書の公開請求に対して姫路市長が行った非公開決定処分に係る審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

「秘書課自動ドア設置の意思決定に関する全ての書類」

答 申

1 審査会の結論

平成30年11月8日付けで姫路市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った「秘書課自動ドア設置の意思決定に関する全ての書類」についての非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の概要

- (1) 平成30年11月2日、審査請求人は、「秘書課の自動ドアの設置についての全ての経緯・決定等の書類」について公文書公開請求を行った。
- (2) 平成30年11月5日、審査請求人は、請求内容を「秘書課自動ドア設置の意思決定に関する全ての書類」（以下「本件請求」という。）に変更した。
- (3) 平成30年11月7日、本件請求のうち実施機関における担当課が管財課である部分について、姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号。以下「条例」という。）第7条第6号に係る部分を非公開として、部分公開決定処分を行った。
- (4) 平成30年11月8日、本件請求のうち実施機関における担当課が秘書課である部分について、対象公文書を作成しておらず保有していないことを理由として、条例第10条第2項の規定により、非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (5) 平成30年11月13日、審査請求人は、姫路市長に対し本件処分の取り消しを求める審査請求を提起した。

3 審査請求人の主張要旨

平成30年11月13日付け審査請求書及び口頭意見陳述による審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 秘書課自動ドアの設置に当たり、設置理由及び設置決定者がいないまま設置されたのは不自然である。
- (2) このため、秘書課職員が対象公文書を隠ぺいしていると推測される。
- (3) 条例第1条に規定する公文書の公開を請求する権利を侵害されている。

4 実施機関の主張要旨

- (1) 条例第10条第2項は、「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。
- (2) 実施機関では、当該請求に該当する対象公文書を作成しておらず、保有していないことから、条例第10条第2項の規定に基づき、公開しない旨の決定をし、公開請求

者である審査請求人に対し、非公開決定通知を行ったものである。

- (3) 当該請求に関する対象公文書には、財政局財務部管財課において作成、保有するものが存在する。当該公文書は、本件請求のうち管財課が担当する部分として、平成30年11月7日付けの部分公開決定処分により、審査請求人に公開されている。
- (4) 本件請求に係る対象公文書は、上記により公開された公文書のほか、実施機関において作成、保有している公文書は存在しない。

5 審査会の判断理由

(1) 秘書課自動ドアについて

本件請求に係る自動ドアは、本庁舎3階の秘書課内に、管財課の庁舎管理業務として、平成29年度庁舎維持管理経費により、「本庁舎3階自動ドア設置等工事」（以下「当該工事」という。）において設置されたものである。なお、工事の施工にあたっては、管財課から営繕課に営繕工事設計等依頼書により設計、施工が依頼され、営繕課が施工を担当し、工事完了後、関係書類を管財課に引き継いでいる。

本件請求は、管財課の所管する工事であるが、秘書課内に設置された自動ドアであることから、請求内容を管財課と秘書課の所管部分に分割し、それぞれを担当課としたものである。

(2) 対象公文書について

本件処分において、実施機関が主張する、対象公文書を作成しておらず存在しないという非公開理由について、次のとおり検討を行った。

ア 本件請求のうち、担当課が管財課である部分として、部分公開が行われた公文書には、営繕課が作成した、秘書課の自動ドア新設についての打合議事録がある。これは、平成29年4月27日に営繕課と秘書課が打合せを行った記録であり、①「市長室・副市長室への不審者侵入防止のため」自動ドアを検討したこと。②自動ドア2カ所の設置位置を検討したが、秘書課から副市長にも確認した結果、現在の位置に設置することとなった経緯が記載されている。このことから、設置位置については、営繕課が検討し、秘書課を通して副市長に確認を受けたものと認められ、秘書課が当該資料を作成、保管する必要性があったとは考えられない。

イ 当該工事は、管財課の庁舎管理業務の一環として実施されているため、設置に係る意思決定は管財課で行うこととなる。管財課は平成29年6月16日付けの執行伺において、財務部長の決裁を受けており、この時点で実施機関として、当該工事の施工に関する意思決定が行われている。その後、工事を担当する営繕課の合議を経て、契約課で指名競争入札が執行されており、当該工事は適正に執行されているものと認められる。仮に、秘書課が管財課に当該工事に関する要望を行っていたとしても、公文書による意思決定を必要とするものではないと考えられ、秘書課が当該請求に係る対象公文書を作成していないという実施機関の主張には合理性があり、妥当であると認

められる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、秘書課に対象公文書が存在しないことが不自然であり、秘書課職員が対象公文書を隠ぺいしていると主張しているが、実施機関の弁明書に対する反論書を提出していない。また、対象公文書が存在すると考える具体的な根拠や証拠の提示もなく、審査請求人の憶測に基づく主張と認めざるを得ないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件公文書を非公開とした決定は、妥当である。

(参考)

審 査 の 経 過

年月日	審査会	経過
平成31年1月15日	—————	諮問書提出
平成31年1月30日	平成30年度第3回審査会	諮問説明 審査
平成31年2月5日	平成30年度第4回審査会	審査
平成31年2月20日	—————	答申